

北海道旭川永嶺高等学校PTA会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北海道旭川永嶺高等学校PTAと称し、事務局を内に置く。

(目 的)

第2条 本会は保護者と教職員の研修を図るとともに、連携と協力により親睦を深め、教育的使命としての生徒学習生活・家庭生活及び社会生活の充実に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する懇談と研修
- (2) 学校教育活動に関する後援
- (3) 生徒及び会員の厚生
- (4) 生徒の進路指導に関する後援
- (5) その他必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、保護者又はこれに準ずる者及び教職員を会員として組織する。

第2章 役 員

(構 成)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 顧問 (歴代会長を対象とし、必要に応じて置く)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 6名(校長を含む)
- (4) 庶務 2名(1名は教職員とする)
- (5) 会計 2名(1名は教職員とする)
- (6) 監事 若干名
- (7) 事務局長 1名(教頭)

(選 出)

第6条 役員は総会において選出する。ただし、会計(教職員)、事務局長は除く。

2 前項の役員は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、総会において推薦することができる。

3 顧問は必要に応じ、役員会に諮り、会長が委嘱する。

(職 務)

第7条

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、又は欠けた時は、あらかじめ会長が指名する順序により、その職務を代行する。
- (3) 庶務は、進路指導に関する事業、及び会長から委任された庶務を担当する。
- (4) 会計は、PTAに係る会計業務全般を担当する。
- (5) 監事は、本会の運営及び会計について監査する。
- (6) 事務局長は、事務局の統括、及び会務の連絡調整にあたる。

(任 期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 委員会

(各委員会)

第9条 本会には、次の各委員会を置く。

- (1) 年次委員会
- (2) 特別委員会
(年次委員会)

第10条 年次委員会は、当該年次の各学級委員(原則2名)と年次担当の教員によって構成し、必要に応じて開催し、所属する年次に関する事項を処理する。

2 年次委員会の正副委員長は、年次の学級委員の中で互選する。
(特別委員会)

第11条 特別委員会には、庶務・生活・広報を置き、各学級で選出された委員と担当教員で構成し、必要に応じて開催し、所属する委員会に関する事項を処理する。

2 特別委員会の正副委員長は、各委員会の中で互選する。

3 特別委員の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 庶務委員 会員の研修や親睦を深める機会を立案する。
- (2) 生活委員 生徒の生活環境向上に係る支援や生徒理解のための意見交換などを行う。
- (3) 広報委員 P T A活動の広報活動を行う。

(任期)

第12条 各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は、年度はじめに会長が招集し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 前年度の事業報告、及び新年度の事業計画に関すること。
- (2) 前年度の決算報告、及び新年度の予算に関すること。
- (3) 監査報告に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) 会則の改正に関すること。
- (6) その他、必要事項

2 定期総会その他、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 総会は、会員総数の過半数をもって成立し、議事の決議は、出席した会員の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 総会に出席できない場合は、所定の委任状をもって、出席に代えることができる。

(役員会)

第14条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 総会の審議に関すること。
- (2) 本会の円滑な運営に関すること。
- (3) 総会の委任を受けたことに関すること。
- (4) その他、生徒の教育環境や教育活動の後援として必要な事項に関すること。

(各委員会)

第15条 各委員会は、各委員長が招集し、必要事項について処理する。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金、その他をもって充てる。

(会費)

第17条 入会金は、一世帯2,000円とする。

- 2 会費は、一世帯月額５５０円（年額６，６００円）とする。
- 3 教職員の年会費は月額３００円（年額３，６００円）とする。
ただし、労務職員は半額とする。
- 4 総会の決議によって臨時会費を徴収することができる。
- 5 会員に特別の事情があるときは、会費を免除又は減額することができる。
（会計年度）

第１８条 本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第６章 事務局

（構成）

第１９条 本会の円滑な事務処理のため、次の構成をもって事務局を学校内に置く。

- (1) 事務局長 １名（教頭）
- (2) 事務局次長 １名（事務長）
- (3) 事務局員 若干名（総務部長、ＰＴＡ各担当の教職員）

第７章 表彰及び慶弔

（表彰）

第２０条 本会のために、特に尽力した会員については、ＰＴＡ運営委員会において審議し、表彰することができる。表彰は、総会で行う。

（慶弔）

第２１条 会員等の慶弔について、次のとおりとする。

- (1) 生徒・会員の死亡の場合は、香典１０，０００円と生花・弔電とする。
- (2) この規定により難い場合は、役員会で協議決定することもある。

第８章 旅 費

第２２条

- (1) ＰＴＡ関係用務の旅行は、道費の旅費条例による計算に準じて支給する。
- (2) ＰＴＡ研究協議に係る交流会費は、本校ＰＴＡ活動に資するため、当該経費を支給する。
支給額は別表により定める。
- (3) 本校ＰＴＡ役員会等への出席旅費については、別表により定める。

別表

交流会費等	全国高Ｐ連等 全道高Ｐ連等 市Ｐ連等	実費全額 実費全額 実費全額
旅 費	本校ＰＴＡを代表しての高Ｐ連等会議出席 本校ＰＴＡ開催等の臨時役員会等の出席	道費計算に準ずる 定額５００円

平成２９年４月２２日施行
令和 ２年５月１４日一部改訂
令和 ７年４月２５日一部改訂

進路指導に関する後援に係る運営規程（細則）

第3条（4）の規定に基づき、運営規程（細則）を定める。

（目 的）

第1条 この規程は、生徒の学力向上及び進路目標達成のため、進路指導に関する後援に係る運営その他必要な事項を定める。

（事 業）

第2条 次の事業を行う。

- （1）進学指導及び就職指導への援助
- （2）各種模擬試験、検定試験の計画・実施
- （3）各種講習の計画・実施
- （4）その他目標達成のために必要な事業の計画・実施

（監 査）

第3条 この事業に係る会計決算は、監事による会計監査を受ける。

2 監査結果は、総会で報告する。

附則 この規定は平成31年4月20日から施行する。

令和7年4月25日一部改定

北海道旭川永嶺高等学校PTA・後援会 選考委員会規定

(目 的)

第1条 本規定は、北海道旭川永嶺高等学校PTA会則及び後援会会則に基づき、役員候補者を選考するために設置する選考委員会について定める。

(組 織)

第2条 選考委員会は、会長を除くPTA役員、特別委員会委員長及び事務局により構成する。

2 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、会長は委員長としない。

4 副委員長は、委員長の指名による。

(期 間)

第3条 選考委員会は、総会前に設置し、総会の役員選出後に解散する。

(会 議)

第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数の出席で成立し、過半数の賛成をもって議決とする。

(推 薦)

第5条 委員長は、選考委員会で選出された役員候補者を総会において推薦する。

附 則 この規定は、平成29年4月22日から施行する。